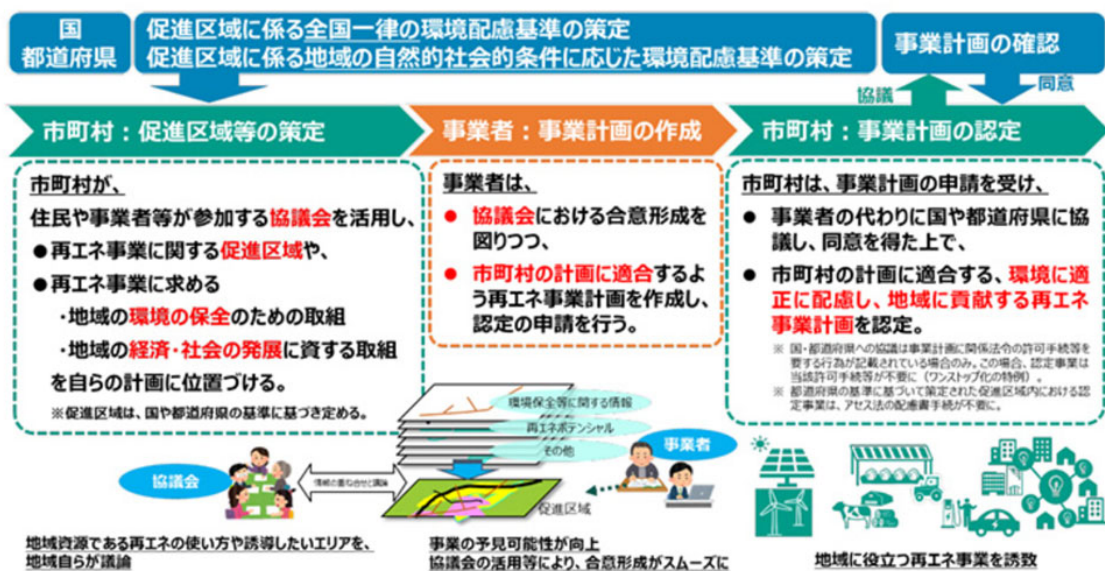


# 第5節

## 地域脱炭素化促進事業に関する事項

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。

再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県や市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールにのっとり、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。そして、促進区域とは、温対法第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。これを設定することで、再生可能エネルギーを最大限導入し、将来的に市域全体の脱炭素の達成に繋がります。



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）より引用

図 2-5-1 地域脱炭素化促進事業に関する制度

促進区域の設定に当たっては、様々な類型が想定されますが、国では特に想定される4つの類型について、表2-5-1を定めています。

表 2-5-1 促進区域の類型

類型	具体的な内容
1.広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出
2.地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定
3.公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定（例：公共施設の屋根置き太陽光発電）
4.事業提案型	事業者・住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

※：「PPA」Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

## 5-1 地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業の目標としては、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域内において、地域脱炭素化促進事業を適正に促進し、市域全体の再生可能エネルギーの導入を図ります。

### 地域脱炭素化促進事業の目標

**2030年度までに1,419kW**  
(地域脱炭素化促進事業を含む促進区域内での導入量)

## 5-2

### 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市では、表2-5-1に示した類型のうち3、4について、国及び千葉県が定める「促進区域に定めることが適切でないと思われる区域」を除き、促進区域として設定します。

#### (1)市有施設の屋根・敷地（公有地・公共施設活用型）

公共施設の屋根や敷地において、周囲の施設や住民に配慮しながら優先的に設置し、市として再生可能エネルギーの地産・地消を進めます。

#### (2)事業提案を受けた区域（事業提案型）

上記の促進区域のほか、事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することを検討します。

なお、今後も市として再エネ導入を積極的に促進していくために、「地区・街区指定型」について検討していくとともに、候補区域が定まりましたら、地域住民等との合意形成を踏まえ、促進区域の設定を進めて参ります。

## 5-3 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

---

### (1)種類

太陽光発電

### (2)規模

促進区域及び事業の状況に応じて、建築物の屋根等に適切な規模

## 5-4 地域の脱炭素化のための取組

---

地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市域の住民、事業者に供給する

## 5-5

## 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき事項

---

### (1)地域の環境の保全のための取組

- 太陽光パネル設置時の近隣への騒音の配慮
- 太陽光パネルの反射光に伴う近隣への影響に対する向き調整等の配慮

### (2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 太陽光発電による電力供給に伴う収益の一部の地域経済還元